

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 1 月 1 2 日

(第 25 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年1月12日（水曜日）
午前10時00分 開会 午後 2時35分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席委員

委員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	待 鳥 美 光 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	熊 谷 二 郎 議員
委 員	富 澤 啓 二 議員	委 員	金 井 伸 夫 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	富 澤 勝 広 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	遠 藤 秀 和
議事課長補佐	本 間 修	主 査	高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

証人尋問（岸本年光証人、山崎悟証人）
証人の出頭要求について
その他

午前10時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日は、本委員会の法的助言者である小林弁護士に御出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の流れを確認します。

本日は、2名の証人尋問を予定しております。証人尋問終了後、証人の出頭要求について、その他を議題とします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

議事に入ります前に、本日の証人尋問の傍聴の取扱いについて、松永委員より発言を求められています。

松永委員。

○松永靖恵委員 本日午後から証人尋問を予定しております山崎悟証人の傍聴の取扱いについて、元市職員であります証人の立場と心情に配慮して、また十分な証言を得るためにも、委員と、そして委員外議員、報道関係者を除く一般の方の傍聴は御遠慮いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○安保友博委員長 ただいま松永委員から御提案がありました、本日予定しております山崎悟証人の傍聴については、委員、委員外議員及び報道関係者以外の傍聴は認めないと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、山崎悟証人の傍聴については、委員、委員外議員及び報道関係者以外の傍聴は認めないと決しました。

傍聴人に申し上げます。

ただいま決しましたとおり、本日午後に予定されている山崎証人に対する証人尋問については、一般の傍聴は認められませんので、申し上げます。

それでは、初めに、証人尋問の進め方について確認をします。

まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から補足尋問を行いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、尋問時間についてですが、説明は副委員長にお願いします。

待鳥副委員長。

○待鳥美光副委員長 尋問の時間は、証人1人当たり、おおむね60分から90分程度とされておりますことから、各委員からの補足尋問は、主尋問と合わせて90分以内に収まるよう御留意ください。主尋問の関係で補足尋問の時間を調整させていただく場合がありますので、御了承ください。

○安保友博委員長 ありがとうございます。

尋問については以上のとおりですが、何かございますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

岸本年光証人の入室のため、暫時休憩します。

休憩します。（午前10時04分 休憩）

再開します。（午前10時06分 再開）

〔証人入室〕

この際、岸本年光証人に一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、ありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げます。また、本委員会の調査のため御協力のほど、よろしく申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、業者、助産師、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いします。

それ以外は、証人は証言を拒むことができません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またはあつた者、証人の後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項を受けるときには、宣誓を

拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御了承いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含めまして、全員起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読をお願いします。

○岸本年光証人 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

○安保友博委員長 では、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、皆様お座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。また、証人は、委員に対して質疑をすることができないこととなっております。ただし、尋問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。

証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、証言は、着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めらるるものがございます。証言を求めらるる事項の範囲を超えないように御注意ください。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、岸本証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことといたします。

初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは岸本年光さんですか。

○岸本年光証人 はい。

○安保友博委員長 次に、住所、職業、生年月日について、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いはありませんか。

○岸本年光証人 間違いありません。

○安保友博委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項について伺わせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めないといけないと考えております。岸本証人は、事実を率直に述べていただき、知らないことは知らない、正直にお答えいただければ結構です。よろしく願いいたします。

まず、パワーハラスメントの実態について伺います。

不祥事を起こした元職員、東内氏と同じ部署で働いていたときのことについて聞きます。

東内氏から、ほかの職員に対するパワーハラスメントがありましたね。

○岸本年光証人 はい、ありました。

○安保友博委員長 これについて、幾つかの項目で聞きます。

まず、東内氏のパワーハラスメントそのものについてです。

あなたは、東内氏がパワーハラスメントをする様子を実際に見たことがありますか。

○岸本年光証人 見たことあります。

○安保友博委員長 それはどのようなものでしたか。

○岸本年光証人 主に指示に対する、何と申しますか、うまくいかなかったときとか、または計画なんかの策定なんかの中での、要するに指摘というものが、ちょっと厳しい形で指導しているという状態でした。

○安保友博委員長 パワーハラスメントの対象となっていた職員は、何名ぐらいいましたか。

○岸本年光証人 分かりません。

○安保友博委員長 パワーハラスメントは、あくまで勤務時間中のことであったということでしょうか。

○岸本年光証人 私が見る限りでは、その中です。

○安保友博委員長 そのようなパワーハラスメントは、どの程度の頻度で行われておりましたか。

○岸本年光証人 そんなに多くはなかったと思いますけれども、1週間の中では数回あったと思います。

○安保友博委員長 パワーハラスメントを受けた職員は、その後どのようにになりましたか。

○岸本年光証人 私の所管の部署の職員ではなかったもので、分かりません。

○安保友博委員長 あなたから見て、パワーハラスメントが原因で退職した職員はいましたか。

○岸本年光証人 いません。

○安保友博委員長 パワーハラスメントが原因で退職した職員というのはいましたか。

○岸本年光証人 私の所管する部署ではいません。

○安保友博委員長 パワーハラスメントに対して、周りの職員の反応はどのようなものでしたか。

- 岸本年光証人 私の所管する部署では、皆さん、緊張はあったと思います。ありました。
- 安保友博委員長 そのパワーハラスメントに対して、職員課はどのような対応をしておりましたか。
- 岸本年光証人 知りません。
- 安保友博委員長 パワーハラスメントの被害者である職員について、本来の異動時期より前に異動した職員はいましたか。
- 岸本年光証人 私の所管する部署では、ありません。
- 安保友博委員長 東内氏が、市の職員以外に対するパワーハラスメントをしていることはありましたか。
- 岸本年光証人 私の見た中では、私の所管する部署じゃないんですけども、介護関係の職員が皆さん緊張して、部長の席の前で大勢の、数名、七、八人ぐらいだと思うんですけども、その方々が緊張した形で、直立不動で、いろいろ意見を聞いていたということは見たことがあります。
- 安保友博委員長 もう一度確認しますけれども、職員以外に対してということによろしいですか。
- 岸本年光証人 はい、外部の職員です。事業所の職員ですかね。
- 安保友博委員長 改めて伺いますけれども、それはどのようなものだったのか、もう一度お願いします。
- 岸本年光証人 多分、介護事業者の方なので、その関係だとは思いますが、内容的なものは詳しくは分かりません。
- 安保友博委員長 そのようなパワーハラスメントの対象となっている人というのは、何名ぐらいいたのでしょうか。
- 岸本年光証人 いや、それは、そのとき1回見たのを覚えているだけなので、分かりません。
- 安保友博委員長 次に、阿部剛職員が東内氏と同じ部署で働いていたことがあるかと思いますが、それはいつ頃のことでしょうか。
- 岸本年光証人 それは、福祉政策課、そして地域包括ケア課になったとき、プロジェクトチームができたときからだと思います。
- 安保友博委員長 そのプロジェクトチームというの内容について、お願いします。
- 岸本年光証人 主に、部長の直屬的な形のところで、相談支援などの政策とかマネジメントで、主にケア会議などを主催するような部署でした。
- 安保友博委員長 東内氏と阿部職員は、どのような関係でしたか。
- 岸本年光証人 東内氏からすれば信頼し、そして、阿部課長からすれば尊敬する形で、常に2人一組という状態でした。
- 安保友博委員長 次に、東内氏の職務上の指示について聞きます。
東内氏が部内の係長以下の職員に対して、直接指示をしたり、命令をすることがありました

か。

○岸本年光証人 私の見た限りでは、直接指示しているところは見ただことありません。

○安保友博委員長 次に、東内氏が保健福祉部長当時の退職者について聞きます。

あなたの認識として、東内氏のパワーハラスメントが原因で休職した職員というのはいたんでしょうか。

○岸本年光証人 私が在籍していたときには、いません。

○安保友博委員長 パワーハラスメントの被害者である職員について、本来の異動時期より前に異動した職員はいましたか。

○岸本年光証人 分かりません。

○安保友博委員長 以上で、パワーハラスメントの実態についての主尋問を終了したいと思います。

続いて、補足尋問を行います。

補足尋問がある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 よろしくお願ひします。

市の幹部が東内被告を、余人をもって代え難しとして、特別扱いしていたと理解しているんですが、証人におかれましては、その余人をもって代え難しという市の幹部の評価について、当時どのように認識されておりましたか。

○岸本年光証人 私としては、東内氏は厚生労働省で、いろいろと活躍されておりました。そして、私の知る限りでは、ちょうどロンドンサミットが、G8認知症サミットなどにも、実際、当時のイギリスの保健大臣からの招待状なども見せてもらったこともあります。実際、議会で行けなかったんですけども。

そういう意味においては、確かに、私の意見としては、かなりそのあたりでは、世界的にも知れている、当然、国内でも知れているということで理解しています。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうすると、証人の職務に、そういった幹部の認識が影響を与えたというようなことはなかったんでしょうか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 それは、与えたかどうか、私には分かりません。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 それでは、議会に対する被告の、いろいろと常任委員会とか本会議で、議会対応なんですけど、答弁等されていたわけなんですけど、当時、証人は担当者として、被告の議会との質疑、やり取りについて、当時どのように思っていたのか、お聞きしたいと思います。

○安保友博委員長 今の、パワーハラスメントについての事項ということで。

○金井伸夫委員 に関連して。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 特にパワーハラスメントということはなく、東内部長でなくても、ほかの部長の下で仕事をしているときでも、答弁書の作成など、普通に、指摘があればそれを訂正したりとか、通常にやっておりました。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 どうも今日はありがとうございます。

パワーハラスメントに関連して伺いますが、当時、東内は保健福祉部長ということでした。岸本さんとの仕事の関係上、上司に当たって、仕事をした上で、あなた自身が東内氏よりパワーハラスメントを受けたことはありますか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 特にそういうことはございません。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

ほかにありませんので、次に進みます。

次に、預り金管理ということで、市の預り金管理について聞きます。

市民からの預り金の管理は、要領に基づいて行うこととなっていたんでしょうか。

岸本証人。

○岸本年光証人 規定に基づいてやっておりました。

○安保友博委員長 実際には、要領に基づく管理はされていなかったということになっておりますが、要領に基づく管理というのは、改めて伺いますが、されていたのか、されていなかったのか、いかがでしょうか。

岸本証人。

○岸本年光証人 通常のものについてはやっておりましたし、ただ、今回の事件に関して、残念ながら、私は知り得る状況じゃありませんでしたので、これが通常にやっていたかどうかというのは判断できません。

○安保友博委員長 それでは、預り金に関する主尋問を終了いたします。

それでは、補足尋問について、ある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 当時、預り金の扱いについて、埼玉県から指導が入って、預り金の扱い要領というものが市として決まっていたんですが、実際になされていなかったというふうに理解しているんですが、そういった認識は、証人にはなかったわけですか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 今回の200万円というお金が、預り金として預かって、それを保管していたということを私は知らなかったもので、分かりません。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 200万円ということじゃなくて、預り金の取扱要領というのが、埼玉県の指導といいますか、ガイドラインみたいのがあって、それに本来、修正、改正していたはずなんですけど、それがなされていなかったということが我々の調査で分かったわけですが、そういった認識はございませんか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 その改正された時期が、私がいたときなのか、その後なのかにもよると思うんですけども、私としてはそのとき、私がいたときには通常どおりやっておりましたし、また、毎年、埼玉県の指導監査、生活保護ですね、これは監査がありますし、また、数年に1回とか、場合によっては厚生労働省の監査もありますので、そのときに指摘を受けたということではなかったので、通常に行っていたと私は思っています。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 今日はどうもありがとうございます。

今のことに関連してお伺いいたします。

そうすると、預り金要領に沿った取扱いを通常はしていて、要領を守らない取扱いが常態化していたということではないという理解でよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 はい、私はそう感じています。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 今日はありがとうございます。

証人が社会援護課長、社会福祉課長でいらっしゃったのは、平成28年から平成29年9月まででよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 私は、社会福祉課のときは課長補佐で、社会援護課において課長で、2017年6月に退職しましたので、そこまで課長でした。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 一連の事件の中で、窃盗で起訴されたものが平成28年3月、平成28年4月から平成30年6月まで、また平成24年から平成30年まで、7,000万円近くの事件が発生しましたが、これに関しては、ほとんど知らなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○安保友博委員長 岸本証人。

○岸本年光証人 そのとおりです。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 今のところで一つだけ、関連でお話しさせてもらいたいことがあるんですけど

れども、生活保護は私の所管の部署だった、そして、それで200万円ということがありました。私、先ほど来から、分からないと、知らなかったというお話ししております。

これにつきまして、私も後日、ちょっと、そのときの職員から電話、これは全然別件の話で私に電話かかってきました。そのときに、それはどういうことなのか、あったのかということちょっと聞いたところ、部長からの指示で、私は元生活保護のケースワーカーをやっていたので、私には言うなと指示されていたということは聞いております。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

[発言する者なし]

ほかにありませんので、次に進みたいと思います。

最後に、その他の事項について聞きます。

まず、東内氏は講演等で出張する機会が多かったと思いますが、それはどのくらいの頻度であったか分かりますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 月に数回行かれていたと見ております。

○安保友博委員長 東内氏は講演会等で出張する際、職免の手続を取っていたかどうかについては知っていますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 私は分かりません。

○安保友博委員長 東内氏が、有休を取って講演会に行っていたということはありますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 分かりません。

○安保友博委員長 任期付職員の三木元職員を知っていますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 たしか女性の方で、いたと思います。

○安保友博委員長 その三木元職員は、東内氏とはどのような関係だったのでしょうか。

岸本証人。

○岸本年光証人 たしか介護関係の専門、相談員だったので、その関係の上司と部下という間柄でした。

○安保友博委員長 東内氏は三木職員に、どのような指示ないし命令をしていたのでしょうか。

岸本証人。

○岸本年光証人 それについては、所管しておりませんので、分かりません。

○安保友博委員長 次に、東内氏の元部下であった方の自殺、葬儀、寄附について聞きます。

当該元部下のことは知っておりますか。

岸本証人。

○岸本年光証人 その職員のことを知っております。

- 安保友博委員長 その自殺については知っておりますか。
岸本証人。
- 岸本年光証人 事実確認はしておりません。知りません。
- 安保友博委員長 その葬儀に関しては、誰が仕切ったのかは知っていますか。
岸本証人。
- 岸本年光証人 仕切ったのは、はっきりとは分かりません。
- 安保友博委員長 亡くなった元部下の御両親が葬儀で、市にお世話になったということで寄附をされたことは知っていますか。
岸本証人。
- 岸本年光証人 聞いておりません。
- 安保友博委員長 三木職員との関係、また、元部下の自殺に関して、東内氏がいたときの職場の雰囲気はどうだったのでしょうか。
岸本証人。
- 岸本年光証人 たしか、自殺した職員のとときには、なぜ自殺したんだろうという動揺はありましたが、それ以外については、特に変わったことは感じておりません。
- 安保友博委員長 以上で主尋問を終わりたいと思いますけれども、最後に補足等、もしありましたら、お願いします。
岸本証人。
- 岸本年光証人 いや、特にございません。
- 安保友博委員長 それでは、補足尋問として、ある方は挙手願います。
熊谷委員。
- 熊谷二郎委員 パワーハラスメントに関わって、聞いてよろしいですか。その他に関わってに限りですか。
- 安保友博委員長 はい。
- 熊谷二郎委員 では、結構です。
- 安保友博委員長 よろしいでしょうか。
富澤委員。
- 富澤啓二委員 全般的な質問でもよろしいんですか。
- 安保友博委員長 一応、その他に関してということであれば。
- 富澤啓二委員 証人にお聞きしたいんですが、東内氏と阿部職員との関係は、信頼と尊敬があったというふうにおっしゃいましたけれども、証人は東内元職員が部長のときに、部下としての期間がありましたが、その間に、部長である東内氏に対して、信頼と尊敬は持っていたのでしょうか。
- 安保友博委員長 岸本証人。
- 岸本年光証人 私、介護保険のことはあまりよく分からないので、東内氏が皆さんから評価

を受けているということは、先ほどお話ししたような状況で、感じていることはありました。

ただ、精通している人だということ、尊敬とかそういうところは特になく、上司というふうな思いで私はおりました。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

ほかにありませんので、以上にて、岸本年光証人に対する尋問は終了とさせていただきます。岸本年光証人、本日は長時間ありがとうございました。

それでは、退出いただいて結構です。

〔証人退出〕

休憩します。（午前10時39分 休憩）

再開します。（午後 1時30分 再開）

それでは、初めに、証人尋問の進め方について確認します。

午前と同じく、私のほうから主尋問を行った後、各委員から補足尋問を行います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、証人尋問に入ります。

山崎悟証人の入室のため、暫時休憩します。

休憩します。（午後 1時31分 休憩）

再開します。（午後 1時32分 再開）

〔証人入室〕

この際、山崎悟証人に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまして、ありがとうございます。委員会を代表して、心よりお礼を申し上げます。また、本委員会の調査のため、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に対する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、業者、助産師、弁護士、弁理士、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者がその職務上知った事実であつて、黙秘すべきものについての尋問を受けるとき。技術または職業の秘密

に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いします。

それ以外は、証人は証言を拒むことができません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係があり、またあつた者、証人の後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員起立をお願いいたします。

〔全員起立〕

それでは、証人は宣誓書を朗読を願います。

○山崎悟証人 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

令和4年1月12日、山崎悟。

○安保友博委員長 それでは、宣誓書に署名、押印をお願いいたします。

〔証人、宣誓書に署名捺印〕

それでは、皆様、お座りください。

これより証言を求めることとなりますが、証人は体験した事実を述べるのであって、意見を述べることはできません。また、証人は、委員に対して質疑をすることができないこととなっております。ただし、尋問の内容で不明な点や聞き取りにくい点がありましたら、再度確認してからお答えください。

証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言は、着席のままで発言いただいて結構です。

次に、証人にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。証言を求める事項の範囲を超えないように御注意ください。

尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いい

たします。

この際、お諮りします。

山崎悟証人から、証言を行うに当たり、メモ等を参考にしたいとの申出がありますので、これを許可することに異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議ありませんので、許可することに決定いたしました。

これより、山崎証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

まず初めに、人定尋問を行います。

あなたは山崎悟さんですか。

○山崎悟証人 はい、そうです。

○安保友博委員長 次に、住所、職業、生年月日について、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○山崎悟証人 間違いございません。

○安保友博委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項について、お伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めなければならないと考えております。山崎証人は、事実を率直に述べていただき、知らないことは知らない、正直に答えていただければ結構です。よろしく願いいたします。

まず初めに、山崎証人が総務部長だった当時のことについて伺います。

まず、あなたは、いつからいつまで総務部長の役職にありましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 平成24年4月1日から平成26年3月31日までだと記憶しております。

○安保友博委員長 不祥事を起こした元職員、東内氏が、平成24年10月に保健福祉部長に昇格しましたが、その昇格の理由を知っておりますか。

山崎証人。

○山崎悟証人 詳細につきましては、市長に任命権者の決定権がございますので、昇格した細かい内容については存じ上げませんが、当時は10月ということで、一般的には和光市の場合、年2回の人事異動がございます。10月というのは、一般的に昇格がありませんでしたが、そのとき、元部長は昇格されたということで記憶しております。

○安保友博委員長 東内氏が部長職に就いたときの周辺、主に保健福祉部の職員の反応は、どのようなものだったのでしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 詳細には、私はその場を見ておりませんが、聞いたところの話によりま

すと、やはり若くて、まだまだ経験がない中で部長になったということで、周りの職員は驚いていたということを記憶しております。また、中では年上の管理職もかなりいたために、なかなかやりづらいなというところもあったということを聞いております。

○安保友博委員長 当時、和光市の人事政策と人事異動については、どのような考えの下で行われていたのでしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 和光市の人事政策並びに人事異動につきましては、これは当時の話でございますが、和光市人材育成基本方針というものがございました。これに基づきまして、人事政策ないし人事異動を行っております。

その中で、人事異動につきましては、一般的には新入職員であれば、ジョブローテーションということで、多くの仕事を体験してもらうということから3年、これは平均でございます。一般の職員につきましては2年から5年程度、そして、管理職並びに課長以上につきましては2年ぐらいということでやっておりますが、ただ、区画整理事業など、ああいうものにおいては、なかなか人事異動が難しく、地権者交渉などもございますから、時と場合によっては、人事が少し長くなるということはありません。

○安保友博委員長 総務部長の立場から見て、東内氏が保健福祉部長であったとき、保健福祉部の組織体制に何か問題はあったのでしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 そこでの詳細なことは分かりませんが、やはり全て部長が知らなくてはいけないということで、当時クイックと呼んでいたらしいんですけれども、かなり定期的に職員を、担当者を集めて、その場でいろいろ指導をしてきたと。それからだんだん、指導の内容が厳しかったりすることもあったということは聞いております。

○安保友博委員長 その点について、具体的にどういう問題であったかということについての……

○山崎悟証人 もう一度、すみません。

○安保友博委員長 もう少し詳細な内容というのは、具体的な内容というのはわかりますか。

山崎証人。

○山崎悟証人 やはり、元部長の目指す福祉政策、介護予防であったり、地域包括であったりというものがあまして、なかなか職員がそれについていくというのが、多分難しかったんだろうなどは想定いたします。その中で、いろいろなものを求められたり、期限を切られたり、仕事をさせられる中で、報告が遅れたり、部長の思うとおりの報告ができていないということでの厳しい指摘を受けたということは聞いております。

○安保友博委員長 それでは、総務部長当時についての主尋問をこれで終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 本日はありがとうございます。

先ほどの説明で、被告の昇進が早かったということで、職員の方が驚いていたということなんですが、早い昇進に至った理由というのは、何か具体的なものはあるのでしょうか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 一般人事におきましては、私も人事の経験がございますが、職員課長並びに総務部長が、ある程度の案で、こういう形でというたたき台のようなものをつくっていきませんが、部長に関しては任命権者である市長が直接行いますので、それが早かったことで職員が驚いたとしても、その事実というのは市長が決定したものでございますので、その内容については私は存じ上げていません。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 今日はありがとうございました。

今の関連した質問で、市長が任命権者ということで、東内氏を部長に昇格させたということですが、それに対して意見を求められるとか、全くなかった、相談されたことはなかったということですか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 もう、かなり10年ぐらい前の話なので、記憶が薄れているんですけども、多分その当時、市長に呼ばれまして、元の部長を部長にしたいんだけどという話は聞きました。その中で、私としては、人事経験の中では、やはり普通一般ですと、部長になるには、二、三か所の次長兼課長の業務を行った後でなければ、なかなか見識も生まれてきませんので、それについては、少し早いんじゃないですかという意見は申し上げましたが、先ほど言いましたように、最終的な決定権者は市長でございますので、その程度の話はさせていただいたような記憶がございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 お忙しいところ、ありがとうございます。

1点だけ、今の保健福祉部長への昇格の件でお聞きしますけれども、今、山崎さんは市長に対して、こういうアドバイスをしたというお話ですけれども、市長が決定する段階で、市長は山崎さんに対して、これこれこういう理由で保健福祉部長にしますよという説明は全くなかったということでしょうか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 今言われたことについては、全く市長からは、私のほうにこうだからという理由はなく、ただ私のほうが、まだ若くて、ちょっと早いんじゃないですかという意見を述べさせていただいただけでございます。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 通常、部長職として上げるときには、何々の理由があつてということでは

うけれども、それが全くなしで組織がつくられていくのが、ちょっと疑問でならなかった部分があって、市長の権限でそういうことが起きたという理解でしょうか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 なかなかそこら辺、部長の異動に関しては、自分も逆に言えば対象者でございますので、なかなか部長の異動で、こうだあだという話はいろいろ、直接する機会はそれほどございませんので、私のほうから、早いですねということだけの御意見は申し上げたということでございます。

○安保友博委員長 ほか、よろしいでしょうか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 部長職に東内氏が就いたときに、先ほどの答弁の中では、年長者の職員の方は、やりにくいという声が聞かれたと、あったというふうにお聞きしましたがけれども、どういう面というふうにかえますか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 やはり、元部長が同期であったり、同僚であったり、それ以下の部下であったときもあると思うんですね。そこでいきなり若手の部長が来るということで、なかなかその指示だとか、そういうものについても、なじまないというところもあると思いますけれども、それは時期がたてば、若手の人が上がって指示することは組織上はありますけれども、最初の頃はどうしても、ちょっとやりにくそうな感じということで記憶はしております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 若いけれども、特に高圧的な態度とか、あるいは言動等について、心配するような声というのはあったのか、お聞きします。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 私が総務部長時代には、まだ部長になったばかりですので、私も部長も、その後2年で終わっていますので、特段そこについて、まだ厳しいという感じは、ちょっと見られなかったというのが私の記憶でございます。

ただ、その後だんだん、また長く勤めて、そのときは私は企画部長のほうへ行きますので、そういうときにはかなり職員に対して、大きな声で何か言ったり、そういう態度は、ちょっと私も、あそこの前を通ったときに見られたということはあります。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 関連する質問になると思いますが、東内元職員は、厚労省に平成21年4月1日から平成23年9月30日まで、それから和光市に戻ってきましたが、部長になる前に、長寿あんしん課長として、一時期職責を持っていたと思いますが、そのとき、山崎証人は総務部長になったときだと思いますが、東内元職員が課長時代にパワーハラスメント等の事実等というのはあったのかどうか、お分かりでしたら、教えていただきたいと思います。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 私が総務部長のときに、元保健福祉部長からパワーハラスメントを受けたという相談はございませんでした。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 もう一つ伺いたいことがあります、当時市長が、被告を余人をもって代え難しという認識、評価をされていたというふうに私は理解しているんですが、証人は当時、そのような認識はお持ちでしたか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 やはり保健福祉部長が、介護予防であったり、地域包括であったり、これが和光モデルということで全国的に有名になるというか、本人も有名になるし、和光市も取り上げられるようになったということ、それは市も、そういう見方というか、そういうことが実際起きているので、多少そういう見方もあって、それに多分、当時の市議会も、いろんな個人的な広報であったり、いろんな機関紙であったりというところで、やはり和光市のモデルをどんどん取り上げてきた。そういう雰囲気の中では、確かに余人をもって代え難いという雰囲気はあったのかなと思いますけれども、私を含めて当時の部長の中では、そういう感じは見ていませんでした。

別に市の仕事というのは、要するに余人をもってし難い、8万人の人口で、400人程度の職員の中で、そういう仕事は私は、当時からないと思っていますので、これはどなたでもできるだろう。ただ、先駆者的にどんどん仕事を進めていくがために、余人をもって代え難いという見方もされたのかなとは思いますが。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 当時の市長から、特にそういった発言を、証人が直接お聞きになっているということはなかったわけですね。

○山崎悟証人 市長からですか。

○金井伸夫委員 当時の市長からね。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 そういうこと、市の施策としては方向性は、多分市長も、そういう福祉の関係、和光市が今取り組んでいることについては、積極的にいこうということは多分あったとは思いますが、細かい説明を、我々はそれを受けた覚えはないです。記憶はないです。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 だから、当時の市長が被告のことを余人をもって代え難しということ、直接、例えば証人のほうに発言されたことはあったかどうかということなんです。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 そういうことはございません。

○安保友博委員長 ほか、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

それでは、ありませんので、次に進みたいと思います。

次に、企画部長当時についてです。

証人が企画部長であったときのことを伺います。

まず、あなたは、いつからいつまで企画部長の役職にありましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 平成26年4月1日から平成28年3月31日までと記憶しております。

○安保友博委員長 当時の補正予算成立までの一般的な事務手続の流れについて、お聞かせください。

山崎証人。

○山崎悟証人 当時のことで、詳細までは私、覚えておりませんが、一般的には、補正予算の流れといたしましては、各担当課から事務事業について、予算額を添えて財政のほうに上がってきます。財政のほうでは、それを取りまとめて、まず企画部長と財政課の中で、補正予算について多少の審議を行います。その後、それに基づいて、担当課のほうの職員を呼んで、ヒアリングをしていくと。

ヒアリングが終わった後、もう一度、財政課と企画部長のほうでそれを取りまとめて、最終的には市長決裁ということで補正予算を作成し、決裁の後、議案として議会に提案するという形になっております。

○安保友博委員長 定期巡回サービスにおける情報共有システム導入の補正予算の事務手続について、通常と異なる手続はありましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 特に補正予算の中での流れについては、変わったところはなかったんですけども、当時ヒアリングを行ったときに、元の保健福祉部長の下で新しい課がつけられました。多分、福祉政策課という名前だったとは記憶しています。それが今の地域包括ケア課に変わっているかもしれませんけれども。

そういう中で、新たな、かなり組織も肥大していましたので、またつくりたいという話もあったんですけども、その話があったときに、そこの担当職員の管理職が必ずヒアリングに来ると。要するに、担当課の職員が来てヒアリングすればいいんですけども、必ず福祉部の場合は、政策福祉課の管理職員が来て、部長から言われた説明を行うということではありまして、若干違和感と申しますか、来てはいけないということではないんですけども、担当課の説明よりは、そちらのほうの人の説明のほうが詳細にしていたという、そんな記憶はあります。

○安保友博委員長 あなたが企画部長であった当時、東内氏の立ち居振る舞い、行動等について、あなたはどのように感じておりましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 元の部長に対しては、意外と上下関係というのはしっかりしてしまっていて、私が先輩なので、そこら辺についてはきちんとしていたんですけども、この前の報告書の中でも

ちょっと述べられて、第三者委員会の報告書ですか、そこで述べられていましたけれども、やはり何か、身につけているものがかなり高価なものという、それは私の勝手な見方ですけども、高価かどうか分かりませんが、そういう感じもしましたし、土日とか私が出勤していると、どこか講演に行くときには、結構いい車乗っているなという、そんな感じも、見たような覚えはありますけれども、ただ、それについては、それがそうかどうかはちょっと分かりません。

あと、立ち居振る舞いについてということでは、やはり議会なんかでも、かなり隣の席に一緒にいましたので、やはり審議監とか、そういう福祉の担当が答えたときには、いつもはらはらしているような、自分が答えないんだなという形のニュアンスは受けました。

○安保友博委員長 当時、東内氏は組織にとって、どのような存在でしたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 先ほども冒頭でも述べましたが、やはり和光モデルということで、和光市を、御本人もそうですけれども、やっぱり介護保険の関係でかなり有名にした、また先駆者的な取組、そういうものをつくったということで、カリスマ性はあったのかなとは思いますが。

ただ、それをもって全て、職員全員がそうやって思っているかどうか分かりませんが、やはり和光市の介護というと東内ということで、全国的にもそういう感じで見られたということは、それは確かだと思います。

○安保友博委員長 それでは、以上をもって、企画部長当時についての主尋問を終わります。

それでは、補足尋問がある方は挙手を願います。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 定期巡回サービスのことはお聞きしましたけれども、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金額、これが補正予算の事務手続、これに関わって、通常と異なるような手続があったのかどうか伺います。

○安保友博委員長 すみません、その点については、事前の通知の項目として入っていませんので、あらかじめ伺いますけれども、証人のほうで答えるかどうかは、どちらか選択することができます。

山崎証人。

○山崎悟証人 これも補正予算の流れでは、先ほど言った定期巡回と同じ流れを踏んでいます。ただ、やはり当時は、私は支出のほうのときは、かなり古い話ですので、そこには全く、設置者のほうに支出したときのことは全く関わっていませんけれども、還付ということでの手続があったときの補正予算の部長としては、担当はしておりました。

手続上は大きな問題はないですけども、やはり還付となるので、会計検査院からの還付を求められた。これについては、内容がどうであれ、和光市が会計検査院から求められているんですから、これは還付しなくてはいけないと思って、作業はしていたんですけども、ただ、その内容がはっきり、どういう形でということが出てこなかったもので、それを改めて何度も部

長に確認をして、最終的には、市長のほうにきちんと説明をするようにということで、当時の財政課は補正予算を一時保留いたしました。保留した後に、市長決定を待つということで、その詳細については、元保健福祉部長から市長に、還付の理由と、そういうことをきちんとしてくださいよというお話は私のほうからして、それで多分、その当時どうい話をしたか分かりませんが、元部長は市長にその報告はしたということは聞いております。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そのとき、支払い等については一時保留ということもあったというふうにお聞きしましたが、通常でいえば、内容がよくつかめていなかったという点もあって、部長に、ちゃんと市長に説明しろとの進言をしたというお話でしたが、じゃ、きちんとした形で市長に説明したかどうか、東内元部長がしたかどうかは分からないということですか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 当時のヒアリングの中では、4,500万円の交付金について、あれは、どうして相手、設置者から返してもらえないのかということ、こちらから質問を当時はしたような記憶はあります。

また、元部長からは、政権が変わったので、期間がちょっと長くなったとか、また次年度以降に別の交付金という形で来るような話も、ちょっと記憶薄いんですけども、そんなことを私は聞かされた覚えがあるので、次年度以降、交付金があるというのは、なかなかそこはちょっと、私も判断がしづらかったので、そういうことであれば、一度財政のほうは保留にするので、補正予算として、しっかり市長に説明をしてほしいということで、元部長に言った覚えはあります。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 本日はありがとうございます。

全国的にカリスマ性のあるという形で捉えられていたようですが、前市長が東内氏をその当時利用していたとか、あとは、前市長が気を遣っていたと覚えることはありましたか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 気を遣っていたような感じはしませんでした。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 交付金に関して質問しますが、財政担当は、ヒアリングの段階では保留にしたということで、担当部長から市長に説明してくださいよというお話をしたと。なおかつ、これ解除になって、補正予算が上がっているんですけども、じゃこの補正予算を執行していいですよというのは、市長からの判断ですか。どなたが財政課に、そういう決定の結論を下したのか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 お話しした元部長が市長に説明に行った内容は、私どもでは分からない。ただ、説明をしましたということ、元部長から聞いたので、じゃそれで、特段そこで、何を言われた

とも言われていないので、一応補正予算に載せると。載せて、最終的には補正予算の場合は、市長のところに決裁をもらいに行くときに、内容を全部説明して、こうですと。とにかく4,500万円は大きいので、その説明はしたと思いますけれども、特段その決裁は通って、議会のほうに提案したということなので、市長が最終的な決断をしたというか、決裁をしたということにはなっています。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 説明を受けて、担当部長も財政課に戻ってきて、説明しましたということで、その後、最終的な補正予算を、市長ヒアリングで持って行って説明をして、そのときに市長が、交付金に関しても特段意見がなくて、そのまま執行となったという理解でよろしいですかね。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 特段その説明したときの内容は、ちょっともう10年近く前なので、内容は私も、何を話したかちょっと記憶はないんですが、最終的な決裁は市長決裁を通ったということだけです。すみません。

○安保友博委員長 ほかにございますか。

[発言する者なし]

ほかにありませんので、次に進みたいと思います。

続きまして、東内氏等による庁内パワーハラスメントについて聞きます。

あなたが総務部長当時、パワーハラスメントについての相談などはありましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 総務部長当時、元の部長がパワーハラスメントしたという相談は、職員からございませんでした。

○安保友博委員長 それでは、あなたが企画部長当時、パワーハラスメントについての相談等ありましたか。

山崎証人。

○山崎悟証人 企画部長当時も、特に職員からのパワーハラスメントについての相談はございませんでした。

○安保友博委員長 それでは、あなたが退職後について、パワーハラスメントについての相談などを受けたことがありますか。

山崎証人。

○山崎悟証人 1件ございました。元私の部下の職員で、たしか部長のそばで仕事をしていたかなという記憶がございます。毎晩遅くまで仕事をしているので、私も夜遅くなったときなど、仕事をしているところに寄って、大変だねとか大丈夫かという話はした記憶がございます。そういうことを何回か話しているうちに、本人のほうから、実は部長からかなり怒られて、それで、おまえは〇〇の仲間だなという、〇〇というのはちょっと、どこかの職員のイニシャルみたいだったですけども、そういうことでかなり、その当時、多分、ちょっと記憶薄いんです

けれども、会計検査院がまた別にあつたような話もしていましたので、そのことについて何か触れたのか分かりませんが、その職員がかなり怒られたということで、私のところに話がありました。

しばらく病休で休んだ後に、また連絡がありまして、仕事を辞めようかと思っているんですけども、どうですかと、私も元上司でしたので、相談を受けまして、いや、そんなことでは、そんなことって、本人にとっては大変なんですけれども、そういうことで辞めるのはすごくもったいないし、考え直したらということを書いて、その後、当時の総務部長に相談をするようにお話しして、総務部長に話をしたということを知っています。相談に乗ってもらったということですね。

○安保友博委員長 そのようなパワーハラスメントへの相談対応というのは、本来はどこの部署の役割でしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 総務部職員課だと思います。

○安保友博委員長 繰り返しになるかもしれませんが、職員課ではなく、当時退職者であった証人に直接パワーハラスメントの相談がされたことについては、なぜなのか、改めてお願いします。

山崎証人。

○山崎悟証人 やはり、他のパワーハラスメントも分かりませんが、なかなかきちんとルールに乗って相談に行くというのは、パワーハラスメントを受けた人は難しいのかという感じはいたします。ふだん何げない会話と、私も既に退職してOBですので、そこら辺については話しやすかったのかなということでは、その当時考えていました。

○安保友博委員長 それでは、以上で主尋問を終わります。

補足尋問がある方は挙手を願います。

松永委員。

○松永靖恵委員 退職しようか迷っているときに、総務部長に相談をしたらということで対応されたようですが、その職員の方はその後どうなりましたか、分かりますでしょうか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 その後は、総務部長に相談して、意外と早い時期に別の課に異動した記憶がございます。

○安保友博委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 相談は1件だったということなんですが、山崎さんが退職された後に、相談ではなくて、パワーハラスメントで休職した方、退職した方というのは聞いていらっしゃいますでしょうか。

○山崎悟証人 それは、元福祉部長からですか。

○松永靖恵委員 そうです。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 それは聞いておりません。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 企画部長の職にあったときに、業者から、パワーハラスメントを受けたというような相談を受けた事実がありますか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 私の職では、なかったと思います。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 退職後はありましたか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 退職後もございません。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

松永委員。

○松永靖恵委員 職員課に例えば相談して、レールに乗っていくのが難しいというようなお話でしたが、なぜレールに乗っていくのが難しいというふうに感じられたのか、お願いいたします。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 レールというか、きちんとした相談体制があったとしても、これはちょっと私の私見で申し訳ないんですけども、パワーハラスメントを受けた方というのは、自分に何か非があったんじゃないかと考えることも結構多いわけですね。ですから、全てが相手の責任ということじゃなくて、自分にも何かと考えると、なかなかそれをきちんと証明するのが難しい中で、多分、相談しやすいところにぱっと来てしまうという傾向はあるかなとは思いますが。

○安保友博委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、ありませんので、次に進みたいと思います。

最後、その他ということで、周辺事項について聞きます。

市役所の退職後も、パワーハラスメントについての相談があるということでしたが、ほかに何か相談は受けておりますか。

山崎証人。

○山崎悟証人 私の元部下だったり後輩、私も中で業務させていただいておりますので、会えばそういう立ち話をしたりする中で、若干、叱られたとか怒られたということの話は聞いております。

○安保友博委員長 その内容というのは、東内氏に関することだけですか、それ以外もですか。

山崎証人。

○山崎悟証人 それ以外のこともあります。

○安保友博委員長 具体的にはどのようなものでしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 具体的な内容は、ちょっと申し上げられないんですけども、業務の中でかなり怒られたという話は、何人かからお話は聞いたことがあります。

○安保友博委員長 その内容というのは、その職員に問題があるということなのか、それとも怒られたこと、怒ること自体が問題があるのかとか、その辺についての内容としてはいかがでしょうか。

山崎証人。

○山崎悟証人 お互いの事務の流れであったり仕事のやり方を、直接私がそれを見ておりませんので、どちらに非があったとか、どちらが言葉を発したというのは、ちょっと私からは今分かりません。ただ、相談するという事は、やはり何か聞いてほしいのかなということで、その方が話してくるのかなということは感じました。

○安保友博委員長 議会での答弁や第三者委員会からの報告書においては、職場風土という言葉が不祥事の原因の一つとして出てきておりますけれども、あなたが現役職員だった頃、東内氏の不祥事が起こった背景として、どのようなことがあったのか、改めて当時の状況を聞かせてください。

山崎証人。

○山崎悟証人 職場風土とか、中には内部統制という言葉も使われているとは思いますが、確かに元部長がいたところは、かなり部長の権限が強くて、ぴりぴりした感じの中で仕事をしていたと。また、それを言うと、そこが職場風土も内部統制も若干悪かったのかなと思いますけれども、それをもって、和光市役所全体の職場風土がとか、内部統制が取れていないということとはございません。私が今までやってきた中で。

というのは、やはり職員の方々、真面目に一生懸命働いている方がほとんどでございますので、その部分だけをもって、和光市役所全体の職場風土とか内部統制が取れていないのではないかということのほうが、若干疑問に思ってしまうので、かなり職員は一生懸命、市民のために向かってやっているといます。

○安保友博委員長 以上で主尋問は終わります。

それでは、補足尋問がある方は挙手を願います。

金井委員。

○金井伸夫委員 先ほどの証人の御説明で、ほとんどの職員が真面目にやっておられてという環境だということで、保健福祉部が特別な職場環境だったのではないかというようなことだと思うんですが、被告が部長であったときにこういった不祥事が起こったということについては、何か改善すべき点とか、そういうようなところが何かあるのではないかと思うんですが、証人としては、そこら辺はどのように考えておられますか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 どの職場でも、多少のそれぞれ風土も違いますし、内部統制の取り方も違う

とは思いますが。先ほど言ったのは、私は和光市全体を見て、かなり真っすぐ仕事をしているなという印象を受けたので、申しあげましたけれども、やはりコミュニケーションが取れていないのが一番の原因かなとは思いますが。

やっぱり上司と部下の中で、風通しのいい仕事をしていかないと、これは最終的にはパワーハラスメントにつながって、危機管理の問題になると思うんですよね。ですから、そこら辺については、まず職場風土という、全体というよりは、まず役所の中の簡単な会議であったり、情報の共有であったり、部下と上司のコミュニケーションだったり、上司から部下へのOJTであったり、こういうものの基本的なことから始めて、難しい体系的なものとかチェック体制というよりは、そちらのほうがかえって、まずいいのかなと。

当時の職場を見ても、やはり部長の命で起きて、部長が全部知っていて、部長に全部報告じゃなくて、やはりそれなりの専決区分というのがありますから、課長が行うこと、係長が行うこと、こういうことを、しっかりとした仕組みをもう一回、再度見直す中でやっていけば、これは当時、その場を私たちも見て、見過ごしたわけじゃないんですけども、やはり若干そういうところも、もう少しきちんと注意したりしておけばよかったなど、私も反省はしているところですけども、今後は、もしあれなら、今でも何かそういう報告の中で、若干のパワーハラスメント的なことが、状況もなんて書かれているところもありますので、それがパワーハラスメントにつながらないように、全員が同じ方向を向いて、仕事に対して理解をして、きちんと物が言える体制の職場づくりをつくっていただければ、それほど体制的なチェック体制みたいなのは、今は必要ないんじゃないかなと私は考えます。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 最近、パワーハラスメント防止法というのができて、施行されていますけれども、東内元部長がいた時期というのは、指導とパワーハラスメントの境目というのはかなり曖昧だったのかどうか、御感想を聞きたいと思います。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 今年の4月からパワーハラスメントの、中小企業も新しい法律の下に動いていくんですけども、なかなか法律が変わったりいろいろしても、パワーハラスメントは今言われたように、境というのは非常に難しく、先ほど言いましたように、受ける本人も自分がパワーハラスメントを受けているのかどうか分からん、自分の事務能力がないのかどうか。そこら辺については、多分当時の部長の指導についても、やっぱりそれぞれ受ける側にとっては多少は違っていたのかなと。厳しい指導を受けて、先に向かって一緒に知りたいという職員も多分いたとは思いますが、ちょっとした言動が心に響いてちゃって、なかなか難しいなというので、多分、パワーハラスメントするほうも、パワーハラスメントをしたくてしているとは思えないので、やっぱり指導はしていたと思うんですけども、それがやっぱり捉え方によって、多少変わってしまったのかなということです。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤啓二委員 東内元部長は、スーパー公務員ということで、全国的に有名になりましたけれども、今、こうやって横領、窃盗、詐欺、それで実刑が出ておりますが、今、証人が東内元部長に対して思うことをお述べいただけたらと思います。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 元部長が入所したときから私も知ってしまして、仕事をずっと見てきたわけですが、まず一つ言えるのは、和光市制50周年を迎えるに当たって、今までそういう横領とか窃盗とか、かなり重たい事件は、多少の事件はありましたけれども、なかったということで、私も心が痛んでいるところでございます。

ただやはり、先ほど言った、全国的に有名になった、何になったということで、本人の気持ちも多少変わってきて、それが部下に対してとか、それをもってすぐに横領、窃盗というのはまた、これは組織とは、そんなにすぐに結びつかないと思う、何らかの形では結びつくのかもしれないけれども、それは本人の罪ですので、ただ、それを取り巻く環境が、やはりあそこの下では大分変わってきたのを、それは自分たちが目の当たりにしてきたことですし、またそのときに、もう少し同じ仲間として、そこは何かアドバイスなり提言をできたのかどうかと、ちょっと今では、かなり前のことですので分かりませんが、すごく気分としては、私としては重たいという感じで受け止めています。

○安保友博委員長 ほかに補足尋問はありますか。

富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 定期巡回の話ですけれども、予算のヒアリングの段階で、要するに予算を要求する主管課ではなくて、福祉政策課というところが予算のヒアリングに来て、査定を受けたというお話ですけれども、福祉政策課というのは多分、平成23年9月30日に和光市に戻られて、たしか半年後に部長になられているんですよね。そのときに、部長の肝煎りでできた課ではなかったんですかね。その辺の確認ですけれども。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 まず総務部長時代に、そういう福祉政策課ですか、それをつくりたいという、元部長から相談は受けました。当時はまだ、こども福祉が保健福祉の中にあっただので、かなり組織としては肥大をしているところで、そこで全部部長が権限を持つと、やはり危険というよりは、なかなか難しいのかなと思っていましたので、なおかつ、そこでまた福祉政策課というのが入ると、また肥大化しますので、それは今必要ではないんじゃないかと私から意見を申し上げたのと、まだ当時の地域包括ケア課、今の状態とはまた違うときで、部長から直轄で下りてくる仕事をこなしたり、もしかすると、社会保障改革のプロジェクトチームみたいな名前を受けた人も、多分当時はいたと思うので、意外と部長が指示しやすい体制の課のようには当時は見えたり、あと議会の視察であったり、あと厚労省からの委員会の視察が、そういうものを全部一手に引き受けて、その課がやっていたような記憶がありますので、今言われたとおり、多少ひもつきというか、やりやすいところがセッティングしたのかなと。

ただ、組織を持つ者としては、なぜ今その課が、まだ地域なんかにそういう課がないのに、どうして和光市でつくらなくちゃいけないんだということは、こっちからお話をしたんですけども、最終的には、結果的には、その課が今の地域包括ケア課に生まれ変わったとは思いますが、ですけども。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 話を聞くと、新しくできた課であって、そこに新任課長が多分配属になっていると思うんですね。そうすると、その方は、部長とどういう関係にあったか分かりませんが、ある程度関係を持った人がそこに配置されていて、部長の意見をそこで集約して福祉行政を進めていく、そういう課ではなかったのかなという、今気がしているんですけども、予算の執行を見ると、要するに主管課ではなくて、福祉政策課が上げて予算のヒアリングを受けている。でも、実際は予算を執行するのは、長寿あんしん課が執行している、特別会計の予算ですね。議会との予算の説明も主管課がやっているんだということになると、じゃ、予算を獲得するための、予算要求するためのある程度の体制づくりを福祉政策課がやっていたのかなと、部長と直結であるので。そういうふうに思えるんですね。

そうすると、そういう課の設置も、今証人がお話ししたように、意見を述べたということであれば、その課の設置を承諾したのは市長であるのかなという感じは受けるんですけども、その辺の感触はどうでしょう。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 当時は、財政との調整であったり、部内の調整であったり、また地域包括のコーディネーター的なところだったり、相談窓口であったりということでは、その話を聞いて、そういう課が今後は、福祉、障害、高齢者全部まとめて、そういう横づけの流れをつくっていきみたいな話は聞いていましたから、実際今、富澤委員が言われたように、確かにヒアリングとか、予算のない課の人たちが来て、それを説明していくというのは、直接部長からその課に命令が出ていたのかなとは、推測ですけども、そんな記憶はしています。

○安保友博委員長 富澤委員。

○富澤勝広委員 定期巡回だけを取ると、要するに今までの経過の中で明らかになってきたことは、補正予算を22日に可決してもらって、12月26日に振込をしていると。だけれども、成果物が入っていないんだということで、その辺が分かっているわけですね。要するに、品物がないんだけどお金は支払っている、そういう状況が分かっているわけで、要するに、予算を上げる段階で、福祉政策課の人と、課長と部長と、どういうやり取りがあったのかなということが見えてくるわけで、その辺が解明できれば、定期巡回のこともある程度のことが見えてくるのかなというふうに思いまして、今お話の中で、部長と課長の関係がそういう関係にあるということは、かなりの密接な指示の下に動いていたのかなというのが見えてくるのではないかとこのように思いましたので、伺いました。意見として、どういう感想をお持ちか。

○安保友博委員長 山崎証人。

○山崎悟証人 定期巡回のシステムにつきましては、我々は企画財政部門として、当時は粛々と補正予算の流れで進めていた。ただ、ヒアリングの中では、このシステムをどうして和光市に今入れなくちゃいけないのかとか、そういう議論は何回もさせていただいた中で、最終的に補正という形で上がってきまして、財政サイドからは、支出までとか検査については財政の仕事ではございませんし、また企画部長の仕事ではないので、支出負担行為の決議書と契約書が回ってくるだけで、今度は支出命令については、全く原課のほうで行って、会計とやるとか、検査については、課長が多分、当時、委託については行っていたのかなとは思いますが。

その中で、そこまでの話でしか、ちょっと参加はできていないんですけども、確かに何度かヒアリングするときには、多分部長の命を受けて、その課の管理職が来て説明をしたということは確かな事実であります。

○安保友博委員長 ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で終わりますけれども、証人のほうで何か補足等ありますか。

山崎証人。

○山崎悟証人 直接、元部長との関連とは違うかもしれませんが、やはり私も職員課長と総務部長、企画部長を経験した中で、市としてぜひ風通しのよい業務を行っていただいて、何とかみんながそれぞれ同じ方向に向かって、たとえトップダウンの命令であっても、皆さんがそれをちゃんとそしゃくして、それでいくんだという方向、分かったというやり方で、何とか組織をもう一回取り戻していただければ、この事件はこの事件として、反省しなくちゃいけない部分はたくさんありますけれども、まだこれからいろいろ事業を抱えていますので、そこら辺については、職員みんな一同、透明性を持って共有をして、しっかりやっていただければと、私はこれはOBとしての感想です。よろしくお願いします。

○安保友博委員長 それでは、以上で、山崎悟証人に対する尋問は終了とさせていただきます。

山崎悟証人、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、退出いただいて結構でございます。

〔証人退出〕

休憩します。（午後 2時30分 休憩）

再開します。（午後 2時31分 再開）

次に、証人の出頭要求についてを議題とします。

まず初めに、前回の委員会において決定しました現職職員のB氏、これに出頭を求める日時、場所についてお諮りをいたします。日程については、現職職員B氏は、令和4年1月19日水曜日午後3時30分に出頭を求め、場所は全員協議会室としたいと思います。それでいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

また、証人に通知する証言を求める事項については、前回の委員会で御協議いただいた尋問事項のとおり、証人に通知してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

なお、併せて本委員会の証人尋問運営要領を証人に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、その他として、1月19日に行う証人尋問の主尋問についてお諮りします。主尋問については、各委員からいただいた素案を基に、私が取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、次回の日程について確認します。次回の日程は、1月19日水曜日午前10時から第26回調査特別委員会を開催し、証人尋問、証人3名を行います。現職職員、阿部剛証人、事業者A証人、それからB証人となります。

なお、前回決定しましたとおり、事業者A証人に対する証人尋問及びB証人に対する証人尋問は秘密会で行いますので、御了承をお願いします。

本日の案件は以上となります。

そのほかに、委員の皆様から何かありますか。

菅原委員。

○菅原満委員 要望ですけれども、事実関係を確認するというのが本委員会の趣旨かと存じますので、資料でも頂いております池田市だったかの資料で、事前に読んでおくようにということも御指示いただいておりますが、意見や感想を求める質問というのは極力避けないと、報告書作成に当たって、客観性というのにも必要になってくるかと思っておりますので、その辺改めて、委員間で認識を一にされたほうがよろしいかと私は思いますので、思うとか推測するとか、そういう点は、なかなか報告書に盛り込むというのは難しいと思っておりますので、その辺要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 それでは、そのように委員の皆様も御留意をいただきますようお願いいたします。

ほかに何かございますか。

〔発言する者なし〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 2時35分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博